許可番号08910035699

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　愛媛県松山市南江戸六丁目1669番地16
氏　名　　大光物産株式会社
　　代表取締役　本田　紀彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

松山市長　　野　志　克　仁

許 可 の 年 月 日　　令和 7年12月18日

許可の有効年月日　　令和12年11月23日

1. 事業の範囲
(事業の区分)
収集・運搬(積替え及び保管行為を含む。)
(産業廃棄物の種類)
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類　以上12種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
(所在地)愛媛県松山市東大栗町乙463番地1
種類:廃プラスチック類
(面積:12.60m^2　保管上限:9.45m^3　高さ:1.5m)
種類:金属くず
(面積:1.00m^2　保管上限:1.00m^3)
種類:「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」
(面積:3.00m^2　保管上限:3.00m^3)
種類:がれき類
(面積:1.00m^2　保管上限:1.00m^3)
種類:廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」
(面積:19.57m^2　保管上限:7.20m^3　高さ:1.0m)
種類:廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」
(以上すべての種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃蛍光管に限る。)
(面積:0.45m^2　保管上限:0.90m^3)
種類:廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」
(以上すべての種類について、廃蛍光管に限る。)
(面積:0.28m^2　保管上限:0.18m^3)

(2面に続く)

この画像はWeb掲載用の写しです。複写・転載・二次利用を禁じます。

(2面)

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○ 当初許可	平成 7年11月24日
○ 更新許可	平成12年11月24日
○ 更新許可	平成17年11月24日
○ 社名変更(旧:有限会社大光物産)	平成18年 6月23日
○ 変更許可(積替え保管行為の追加)	平成19年 2月13日
○ 変更届出(積替え保管場所の変更)	平成20年 7月 4日
○ 更新許可	平成22年12月 1日
○ 変更届出(積替え保管場所の変更)	平成26年 2月17日
○ 更新許可	平成27年12月15日
○ 変更届出(積替え保管場所の変更)	令和 2年11月11日
○ 更新許可	令和 3年 1月20日
○ 代表者変更(旧:本田　昭)	令和 7年11月 5日
○ 更新許可	令和 7年12月18日

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無　　有・(無)

この画像はWeb掲載用の写しです。複写・転載・二次利用を禁じます。